

計画の方向性

目次

1. 計画の方向性.....	1
1.1 計画の期間.....	1
1.2 計画の対象地域.....	1
2. 計画の基本理念と基本方針（案）.....	2
2.1 計画の理念（案）.....	2
2.2 計画の視点と基本方針（案）.....	3

1. 計画の方向性

1.1 計画の期間

- ・「自転車活用推進計画」の計画期間は令和3年度から令和7年度となっている。
- ・「東京都自転車活用推進計画」の計画期間は令和3年度から令和12年度となっている。
- ・「品川区まちづくりマスタープラン」が令和5年3月に改定され、計画期間を令和5年度から令和14年度の10年間としている。
- ・品川区の自転車活用推進計画は、国の「自転車活用推進計画」および「東京都自転車活用推進計画」を勘案しつつ、「品川区まちづくりマスタープラン」と整合を図る必要があることから、本計画の期間は令和6年度～令和15年度の10年間とする。

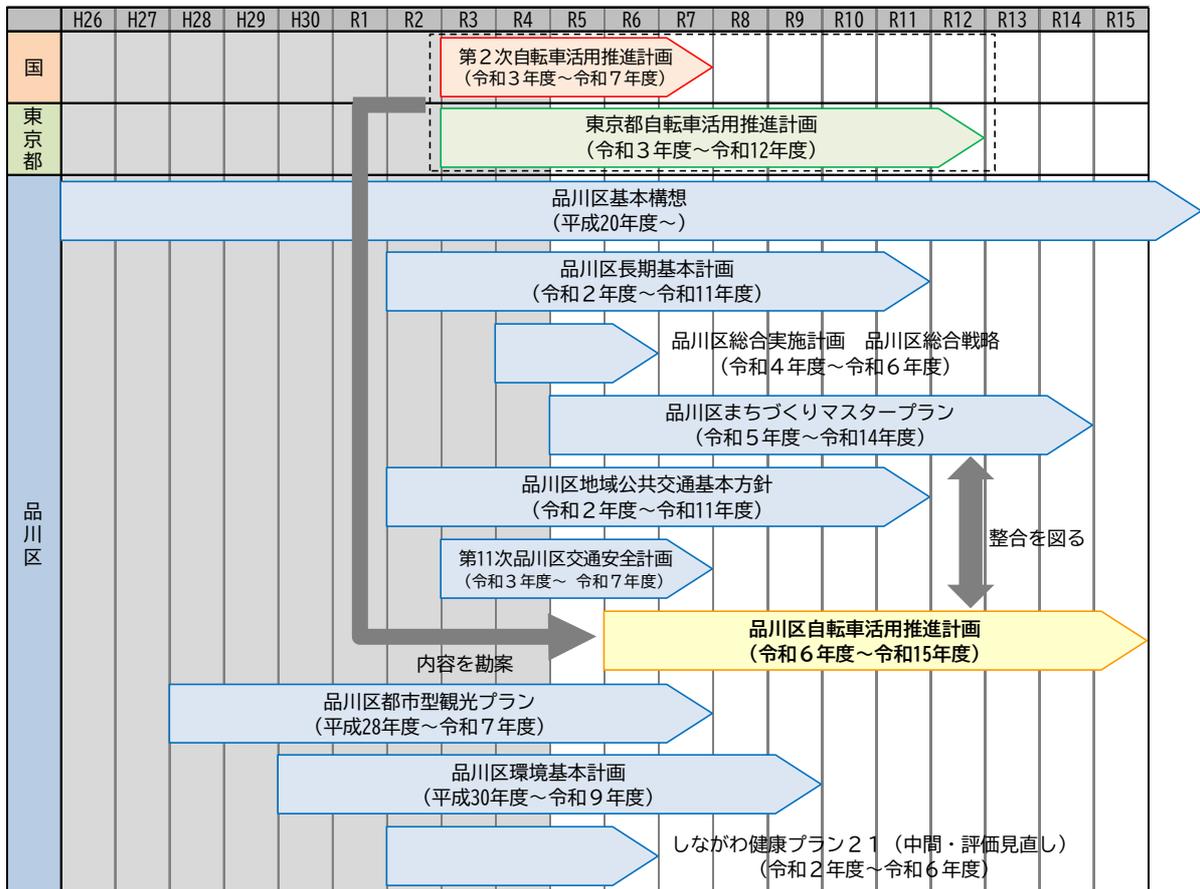


図 1-1 本計画と上位関連計画の期間

1.2 計画の対象地域

- ・計画の対象地域は、品川区全域とする。

2. 計画の基本理念と基本方針（案）

2.1 計画の理念（案）

- ・国・都の自転車活用推進計画において、目標や施策の大きな柱は、「自転車利用環境」、「健康増進」、「観光振興」、「安全・安心」の4つに集約される。
- ・区の自転車通行環境における課題と、上記4つの柱を対応づけると以下の通り。

国の「自転車活用推進計画」の目標

- 1 自転車交通の役割拡大による**良好な都市環境**の形成
- 2 サイクルスポーツの振興等による**活力ある健康長寿社会**の実現
- 3 サイクルツーリズムの推進による**観光立国**の実現
- 4 自転車事故のない**安全で安心**な社会の実現

東京都「東京都自転車活用推進計画」 実施すべき施策

1. **環境形成**：様々な場面で自転車が利用される将来
2. **健康増進**：自転車で心身共に充実した日常生活が送れる将来
3. **観光振興**：国内外の旅行者が自転車で観光を楽しめる将来
4. **安全・安心**：安全・安心に自転車が通行できる将来

国・都の【4つの柱】

- 自転車利用環境
- 健康増進
- 観光振興
- 安全・安心

図 2-1 国・都の自転車活用推進計画の目標・施策

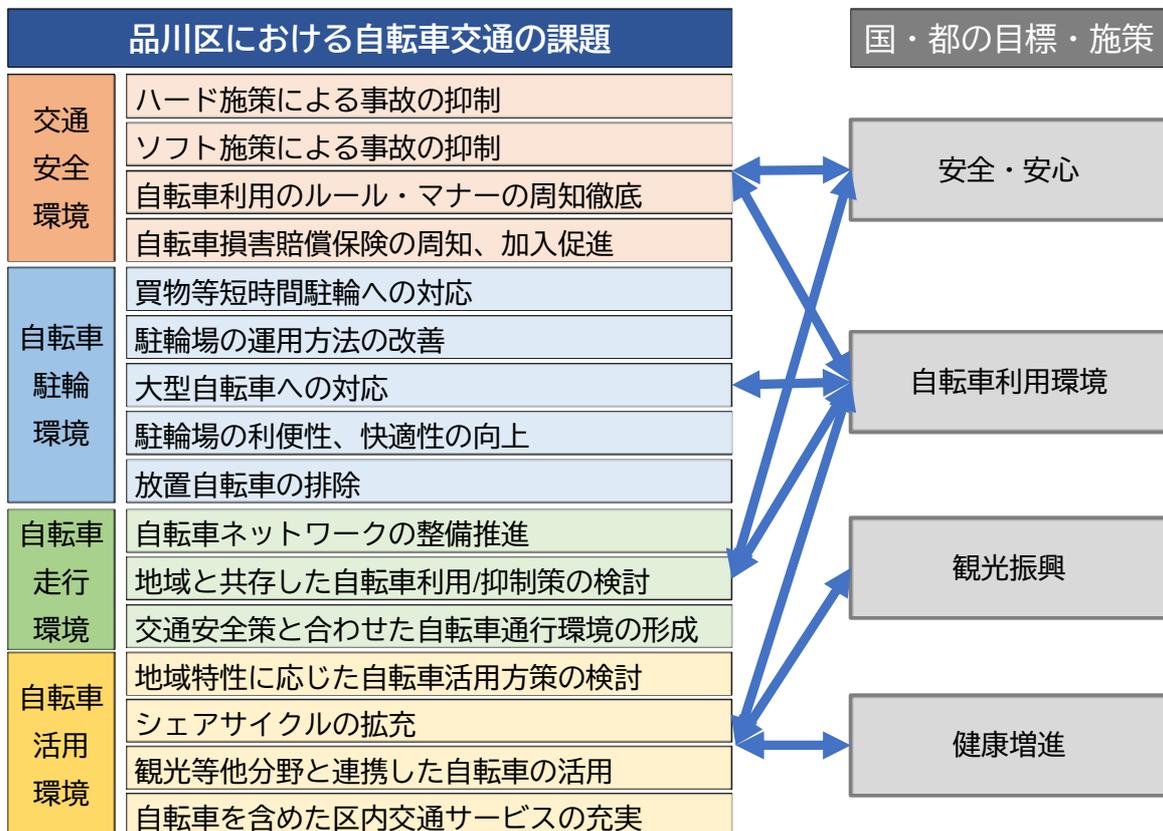


図 2-2 区の自転車交通の課題と国・都の自転車活用推進計画の目標・施策との対応

2.2 計画の視点と基本方針（案）

- ・対応すべき課題を体系化し、個別方針および基本方針を以下のとおり設定した。
- ・視点については、課題や施策の体系を踏まえつつ、区民へのわかりやすさに配慮し、「まもる」、「とめる」、「はしる」、「いかす」の4種類ごとに整理する。
- ・なお、視点・基本方針の順番については、アンケート調査の結果などから区民の関心が最も高い「まもる」を最上位に設定し、以下「とめる」「はしる」「いかす」とした。



図 2-3 計画の視点・基本方針（案）

2.3 計画の目標（案）

課題や基本方針を踏まえ、計画目標を、『地域と共存し、暮らしを支え、にぎわいを創出する、安全で快適な自転車利用環境の創出』とする